



荏崎市立病院から
お知らせ

受診するときには



マイナンバー カードの提示を！

本年12月2日から

現行の健康保険証は
発行されなくなります

※12月2日時点で有効な保険証
は最大1年間有効です



— まだお持ちでない方へ —

荏崎市立病院内で申請を お手伝いします

日時：毎週金曜日 9時30分～11時30分

場所：皮膚科前待合ホール

健康保険証としての利用登録は荏崎市立病院のカードリーダーで
簡単にできます！

※荏崎市外に住民票のある方は、申請方法やマイナンバーカードのご説明のみとなりますので
ご了承ください。



マイナ保険証のメリット

- データに基づく適切な医療が受けられます。
- 初診時等の窓口負担が低くなります。
- 手続きをしなくても高額療養費の限度額を超える支払いが免除されます。



問い合わせ

マイナンバーカードに関すること

荏崎市役所 市民生活課 戸籍住民担当

☎0551-22-1111（内線123～126）

診療時間や診察に関すること

荏崎市国民健康保険 荏崎市立病院

☎0551-22-1221